

地域貢献地元企業の認定申請について

平成30年 4月 6日

平成 27年 2月2日改正

糸魚川地域振興局地域整備部長

新潟県土木部及び交通政策局においては、災害対応や除雪など地域の安全・安心確保に貢献する地元企業の受注機会を確保するため、地域保全型工事の発注を試行してきたところです。

平成25年度より、農林水産部及び農地部でも地域保全型工事を試行しています。

認定を希望される方は、下記により、申請してください。

なお、平成27年4月1日より消防団協力事業所として市町村から認定を受けている方も、申請可能となっております。(2)(2)②ウ)

記

1 申請期間及び認定期間

	申請期間	認定期間
定期申請	平成30年4月16日～平成30年5月14日	平成30年6月1日～平成32年5月31日
随時申請	平成30年5月15日～平成30年7月17日	平成30年8月1日～平成32年5月31日
〃	平成30年7月18日～平成31年4月1日	平成31年5月1日～平成32年5月31日
〃	平成31年4月2日～平成31年5月14日	平成31年6月1日～平成32年5月31日

2 認定要件 (下記(1)及び(2)のいずれも満たさなければならない)

(1) 営業所に係る要件

- ① 新潟県建設工事入札参加審査規程に基づき、平成30・31年度入札参加資格者名簿に登載され、土木一式工事に関し、入札参加資格を得ていること。
- ② 糸魚川地域振興局地域整備部管内に主たる営業所があること。又は、県内に主たる営業所があり、かつ、糸魚川地域振興局地域整備部管内に主たる営業所以外の営業所が10年以上あって、平成30・31年度入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 実績に係る認定要件

- ① 過去5年度(申請日の属する年度の前年度から遡って5年間)内に、糸魚川地域振興局地域整備部管内において、次のアからエに掲げるいずれかの実績を有すること。
ただし、県管理施設とは、道路、河川等直接県民の共同使用に供される土木系の県管理施設に限る。
ア 県管理施設の除雪
イ 平常時の県管理施設の点検・パトロール
ウ 災害発生前後の県管理施設の点検・被害状況調査
エ 国又は地方公共団体から直接請け負った災害発生直後の緊急の維持管理業務(通行止めバリケード設置など)又は応急工事
- ② ①に掲げる実績がない場合は、糸魚川地域振興局地域整備部管内において、次の実績を有すること。
ア 県又は糸魚川市と災害時の応援業務に関する協定を締結しているもの。
イ 糸魚川地域整備部が所管する施設の維持管理業務
ウ 消防団協力事業所として糸魚川市消防本部から認定を受けているもの。
- ③ ①②に掲げる実績がない場合は、過去5年度内に、地域保全型施行要領第3第3項(3)に規定する次の実績を有すること。
ア 土地改良区から直接請け負った農地・農業用施設の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動(当該施設等の保全活動組織と協働で実施した活動を含む。)
イ 森林整備活動等
ウ ア、イを除く地域保全型工事施行要領第3第3項(3)に掲げる実績

3 提出部数

申請書及び該当することを証する書類 各1部

4 提出先及び照会先

新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課庶務係 電話 025-552-1790

5 その他

地域貢献地元企業として認定されても、入札において指名することを保証するものではありません。